

電線・電柱・鉄塔

P 2 ~ 3

大牟田市、松本市

太陽光発電施設

P 4 ~ 6

都留市、大牟田市、富士宮市

道路附帯物

P 7 ~ 8

福井市、南越前町

屋外広告物

P 9 ~ 1 1

都留市、河口湖町、八代市

風力発電施設

P 1 2 ~ 1 4

富士宮市、志摩市、土庄町

大牟田市景観形成ガイドライン

鉄柱・鉄塔

(2) 届出が必要な行為 (対象行為)

届出 (又は通知) が必要な行為と規模は、景観計画区域においては4つの区域共通、景観形成重点地区においては地区の特性に応じて定めています。

表 届出 (又は通知) が必要な行為と規模

届出が必要な行為	対象規模		
	景観計画区域共通	宮原坑跡周辺地区	旧三池炭鉱専用鉄道敷地区
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することになる修繕若しくは模様替又は色彩の変更*1	高さ 10m以上又は延床面積 1,000㎡以上。ただし、劇場、店舗、飲食店、遊技場等*2は延床面積 500㎡以上	高さ 10m以上又は延床面積 500㎡以上	すべて
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することになる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	擁壁等*3	—	高さ2m以上
	煙突、コンクリート柱、鉄柱、高架水槽、記念塔等*4	高さ 10m以上。ただし、電柱をのぞく	高さ 10m以上
	製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫、太陽電池発電設備等*5	高さ 10m以上又は築造面積 3,000㎡以上	高さ 10m以上又は築造面積 3,000㎡以上
	橋梁等*6	—	長さ 15m以上
開発行為	区域面積 1,000㎡以上	区域面積 1,000㎡以上	すべて
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	区域面積 3,000㎡以上	区域面積 1,000㎡以上	—
特定照明*7	届出対象となる建築物及び工作物に行われる特定照明の新設、増設、改設又は色彩等の照明方法の変更		—

- *1 変更部分が見付面積の2分の1を超えるものを対象とする。
- *2 店舗、飲食店、展示場、遊技場、劇場、映画館、演芸場又は観覧場をいう。
- *3 擁壁、垣、柵、塀その他これらに類するものをいう。
- *4 煙突、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱、鉄塔、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するものをいう。
- *5 製造施設、貯蔵施設コースター、観覧車その他これらに類する遊戯施設、自動車車庫の用途に供する工作物、太陽電池発電設備をいう。
- *6 橋梁、歩道橋、高架の道路、高架の鉄道その他これらに類するものをいう。
- *7 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物の外観について行う照明。ライトアップ。

携帯電話基地局及び電気通信用鉄塔

3) 携帯電話基地局及び電気通信用鉄塔

①立地に関する配慮事項

携帯電話基地局及び電気通信用鉄塔の立地については、できる限り山並みや歴史的景観資源などへの影響を与えないような配慮をお願いいたします。

【携帯電話基地局及び電気通信用鉄塔の立地に関する配慮事項】

- 歴史的景観資源の周辺への立地を避ける。
- 主要な道路や鉄道沿いへの立地を避ける。
- 主要な道路から見た際に、山の稜線や緑豊かな丘陵地景観などをできる限り阻害しないよう配慮する。
- 住宅地や集落地、まとまりのある農地においては、周囲から見た際に目立たないよう配慮する。

②景観形成ガイドライン

携帯電話基地局及び電気通信用鉄塔を設置する際は、周辺環境と調和するデザインとなるような配慮をお願いいたします。

【携帯電話基地局及び電気通信用鉄塔の景観形成ガイドライン】

(高さ・規模)

- 必要最小限の高さとする。
- 住宅地や歴史的景観資源等の周辺に設置せざるを得ない場合は、広範囲のエリアをカバーするような大規模な鉄塔はできる限り避け、小規模な鉄塔による分散化等、周辺景観への影響がより小さくなる手段を検討する。

(形態・意匠)

- すっきりと見える鋼管柱 (モノポール) 型やアングルトラス型を標準とする。ただし、設置場所や規模、周囲の状況等に応じて他の形状を用いることも可能とする。

(色彩)

- 通常は、鉄塔が背景となる空に溶け込むように中明度の灰色 (N7.0 程度) を基調とする。
- 山間部や丘陵地に隣接し、背景が緑地となる場合は、低明度の茶系 (10YR2.0/1.0 程度) 又は低明度の灰色 (N4.5 程度) を基調とする。

(外構・緑化)

- 道路や公園など、通常見える場所に設置する場合は、遮へい効果のある生垣等により足元の緑化を行う。
- 生垣緑化等による遮へいが困難な場合は、低明度の茶系 (10YR2.0/1.0 程度) のフェンス等を用いることとする。

(共同化)

- 同じ地点から複数の鉄塔が見えることのないよう、他事業者の鉄塔との共同化に努める。やむを得ず新設する場合は、将来、他事業者からの要請に応じて共同化の対応が可能な構造とするよう配慮する。

松本市景観計画

計画内届出行為景観形成基準に記載あり

表3-1) 届出対象行為

届出対象行為		届出対象規模	
		一般地区	重点地区
建築物	新築、増築、改築若しくは移転	●高さが10m又は延床面積が300㎡を超えるもの	●全ての建築物
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	●変更に係る見付面積が400㎡を超えるもの	●変更に係る見付面積が10㎡を超えるもの
工作物	新築、増築、改築若しくは移転・外観を変更することとなる模様替え又は色彩の変更	①擁壁、さく、塀、その他これに類するもの	●高さが3mを超え、且つ長さが30mを超えるもの
		②電気供給・通信施設	●高さが20mを超えるもの
		③その他工作物	●高さが13m又は築造面積が1,000㎡を超えるもの
屋外の物件の堆積 (道路その他の公共空間から望見されるもの)		●堆積の高さ3m又は行為区域が500㎡を超えるもの	
開発行為又は土地の形質の変更		●面積3,000㎡を超えるもの	
土石の採取又は鉱物の掘採		●生じる法面・擁壁の高さ3m且つ長さ30mを超えるもの	

景観形成基準（全地域共通）

行為制限事項		景観形成基準	特
工作物	屋上工作物	○屋上部への工作物の設置は極力避けること。設置の場合は高さ制限値内での設置が望ましい。	
	塀／擁壁	形態意匠 ○ブロック塀はなるべく設けず設置の場合は極力低くする。また金網フェンス等の場合は、ツル性植物等によって緑化を図る。 ○長く続く塀等は歩行者に圧迫感を与えぬよう極力低くし必要以上に設けない。 ○擁壁は、ラウンディング(丸み付け)等圧迫感のない形態やデザインとし、適切な緑化を行う。	特
		素材	○塀の設置に当たっては周囲との調和に配慮し、できる限り、高木、低木による複合緑化や生垣化を図る。 ○塀の素材としては風土に合ったもの(木、石等)を使用する。
自動販売機		○自動販売機の設置に際しては、周囲の景観を乱さぬよう、位置や外観の色彩、木製の囲い等に配慮する。	
電気供給・通信施設	配置	○電気供給・電気通信その他これらに類する工作物は、できる限り公共の空間から目立たない位置に設置する。	
	形態意匠	○電気供給・電気通信その他これらに類する工作物の鉄塔の形状は、鋼管タイプを基本とする。	特

松本市景観計画の手引き

電線・電柱・鉄塔（基地局等）

手引きに詳細の記載

2 工作物の景観形成基準

(1) 携帯電話無線基地局等

1 高さ

景観計画において工作物等の高さについては最高限度を設けていないため、高さは機能上必要な最小限とする。

基地局の全体分布は景観上、最も影響の低い計画とすること。

例) むやみに広域を範囲とする高いアンテナ基地局は設けない。

2 配置

機能上どうしても高さが必要になる工作物であるため、配置についてはできるだけ公共の空間から目立たない位置とする。

例) 幹線道路・河川・線路沿いなどから極力離す。

既存建物を利用し、できるだけ単体で建造することを避ける。

※ 屋上工作物は景観計画に「屋上部への工作物の設置は極力避けること。設置の場合は高さ制限値内での設置が望ましい」とあるため、既存建物利用時にも配慮が必要。

3 形態

アングルタイプは幅が広く景観に対する影響が大きいため、基本的には鋼管タイプとする。ただし、山中など安全面・施工面でやむを得ない場合はアングルタイプの使用を可とする。

4 色彩

設置場所に応じて周囲の景観に馴染む色合いで低光沢を用いることを基本とする。

設置場所	色彩
山地丘陵	背景が山や森林の場合、茶系(5YR2/1 近似値)を使用する。
田園・河川	背景の空を阻害するものがない場合、グレー系(N6.5 近似値)を使用する。
市街地	建築物・工作物に設置する場合、外壁と同色、若しくは空に馴染むグレー系(N6.5 近似値)を使用する。

都留市景観計画

届出対象行為

■届出の必要な行為

【集落景観形成地域】

【市街地景観形成地域】

行為の種類		届出の対象	
建築物	新築、増築、改築又は移転	高さ 10m又は行為部分の延床面積の合計が 250 m ² を超えるもの（増改築については行為後の規模とする）	
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ 10m又は延床面積の合計が 250 m ² を超える建築物で、変更部分の面積の合計が 10 m ² を超えるもの	
工作物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	垣、柵、門、塀の類	高さ 2mを超えるもの
		電柱、鉄塔、アンテナの類	高さ 15mを超えるもの
		煙突、記念塔、高架水槽、彫像の類	高さ 10mを超えるもの
		遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	高さ 10m又は築造面積 250 m ² を超えるもの
		太陽光発電施設（地上に設置するものに限る。）、風力発電施設、小水力発電施設その他これらに類するもの	高さ 10mを超えるもの又は太陽光モジュール（パネル）の合計面積が 10 m ² を超えるもの、小水力発電施設で築造面積が 10 m ² を超えるもの

■届出の必要な行為

【森林景観形成地域】

行為の種類		届出の対象	
建築物	新築、増築、改築又は移転	行為部分の延床面積の合計が 10 m ² を超えるもの（増改築については行為後の規模とする）	
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	変更部分の延床面積の合計が 10 m ² を超えるもの	
工作物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	垣、柵、門、塀の類	高さ 1.5mを超えるもの
		電柱、鉄塔、アンテナの類	高さ 15mを超えるもの
		煙突、記念塔、高架水槽、彫像の類	高さ 5mを超えるもの
		遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	高さ 5m又は築造面積 10 m ² を超えるもの
		太陽光発電施設（地上に設置するものに限る。）、風力発電施設、小水力発電施設その他これらに類するもの	高さ 5mを超えるもの又は太陽光モジュール（パネル）の面積が 10 m ² を超えるもの、小水力発電施設で築造面積が 10 m ² を超えるもの

景観形成基準（全エリア共通）

■工作物

【市街地景観形成地域】

項目	景観形成基準
垣、柵、門、塀の類	<ul style="list-style-type: none"> ○まちなみの連続性に配慮し、周辺の景観及び建築物本体と調和したものとする。 ○高さはできるだけ低い構造とし、生け垣、石材、木材等の自然素材を用いるよう努める。これによらない場合は、これに準じる工夫をする。 ○長大なものは分節化や植栽による修景等に努め、圧迫感等の軽減に配慮する。
電柱、鉄塔、アンテナの類	<ul style="list-style-type: none"> ○設置の際は、眺望景観の妨げにならないよう配慮し、文化財等の重要な景観資源周辺への設置は極力避ける。また、道路その他公共の場から見えにくい位置に設置し、下部を植栽などの遮へいで目立たないように工夫する。 ○高さは 30m以下とする。 ○形状・意匠は、できるだけシンプルなものとする。 ○色彩は、できるだけ目立たないよう眺望や周辺の景観に配慮した色調を用いる。 ○反射光の強い素材は、反射を抑える工夫をする。 ○電柱、電話柱の類は、できるだけ数を少なくし、共架に努める。 ○移動通信用鉄塔については、「都留市移動通信用鉄塔等設置基準」による。
煙突、記念塔、高架水槽、彫像の類	<ul style="list-style-type: none"> ○周囲の山並みや自然景観、眺望景観、まちなみ景観を損なわないよう、高さや規模をできるだけ抑えるよう配置に留意する。
遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	<ul style="list-style-type: none"> ○工作物の高さは 20m以下とする。 ○形態・意匠、色彩、屋外照明、緑化等は、建築物に準じて周辺の景観と調和したものとなるよう工夫する。
太陽光発電施設（地上に設置するものに限る。）、風力発電施設、小水力発電施設その他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> ○小水力発電施設は、水辺への納まり方や騒音に留意した配置とし、規模や形態・意匠、色彩など周辺景観と調和したものとなるよう工夫する。 ○太陽光・風力発電施設は、眺望や周辺の景観を損なわないよう、できるだけ設置を控える。設置する場合は目立たない位置とし、周囲を緑化による遮へいや、目立たない模様・色彩、反射が少ない素材を用いるなど周辺景観に配慮する。 ○太陽光発電施設については、「都留市太陽光発電施設設置基準」による。

大牟田市景観形成ガイドライン

届出対象行為

(2) 届出が必要な行為(対象行為)

届出(又は通知)が必要な行為と規模は、景観計画区域においては4つの区域共通、景観形成重点地区においては地区の特性に応じて定めています。

表 届出(又は通知)が必要な行為と規模

届出が必要な行為	対象規模		
	景観計画区域共通	宮原坑跡周辺地区	旧三池炭鉱専用鉄道敷地区
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することになる修繕若しくは模様替又は色彩の変更*1	高さ 10m以上又は延床面積 1,000㎡以上。ただし、劇場、店舗、飲食店、遊技場等*2は延床面積 500㎡以上	高さ 10m以上又は延床面積 500㎡以上	すべて
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することになる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	擁壁等*3	—	高さ2m以上
	煙突、コンクリート柱、鉄柱、高架水槽、記念塔等*4	高さ10m以上。ただし、電柱をのぞく	高さ10m以上
	製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫、太陽電池発電設備等*5	高さ 10m以上又は築造面積 3,000㎡以上	高さ 10m以上又は築造面積 3,000㎡以上
	橋梁等*6	—	長さ 15m以上
開発行為	区域面積 1,000㎡以上	区域面積 1,000㎡以上	すべて
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	区域面積 3,000㎡以上	区域面積 1,000㎡以上	—
特定照明*7	届出対象となる建築物及び工作物に行われる特定照明の新設、増設、改設又は色彩等の照明方法の変更		—

- *1 変更部分が見付面積の2分の1を超えるものを対象とする。
- *2 店舗、飲食店、展示場、遊技場、劇場、映画館、演芸場又は観覧場をいう。
- *3 擁壁、垣、柵、塀その他これらに類するものをいう。
- *4 煙突、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱、鉄塔、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するものをいう。
- *5 製造施設、貯蔵施設コースター、観覧車その他これらに類する遊戯施設、自動車車庫の用途に供する工作物、太陽電池発電設備をいう。
- *6 橋梁、歩道橋、高架の道路、高架の鉄道その他これらに類するものをいう。
- *7 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物の外観について

景観形成基準

2) 太陽電池発電設備・風力発電設備

①立地に関する配慮事項

太陽電池発電設備・風力発電設備の立地については、本市の良好な景観形成に向けて、できる限り山並みや住宅地・集落地への影響を与えないような配慮をお願いいたします。

【地上に設置する太陽電池発電設備の立地に関する配慮事項】

- 尾根線上や丘陵地など、山の中腹への立地を避ける。
- 大規模な造成や樹木の伐採が必要な箇所は避ける。
- 住宅地・集落地と設備の設置箇所との間に緩衝空間を設けるゆとりのない箇所への立地を避ける。

【風力発電設備の立地に関する配慮事項】

- 主要な道路から見た際に、山の稜線を遮るような位置への立地を避ける。
- 尾根線上や丘陵地など、山の中腹への立地を避ける。
- 大規模な造成や樹木の伐採が必要な箇所は避ける。
- 住宅地・集落地と設備の設置箇所との間に緩衝空間を設けるゆとりのない箇所への立地を避ける。

②景観形成ガイドライン

太陽電池発電設備・風力発電設備を設置する際は、周辺環境と調和するデザインとなるような配慮をお願いいたします。

【地上に設置する太陽電池発電設備の景観形成ガイドライン】

(配置)

- 住宅地・集落地に近接し、人目につきやすい所では、敷地境界からできる限り後退して設置し、周囲への圧迫感や違和感の軽減に努める。

(高さ)

- 太陽電池発電設備の最上部は、できるだけ低くし、周囲の景観から突出しないようにする。

(形態・意匠・色彩)

- 太陽電池モジュールは、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。
- 太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺色もしくは低明度かつ低彩度の目立たないものを使用する。
- 太陽電池モジュールのフレームの色彩はモジュール部分と同等のものとし、低反射のものを使用する。
- パワーコンディショナーや分電盤などの附属設備の色彩は、周囲の景観と調和するものを使用する。

(緑化)

- 人目につきやすい所では、敷地境界の緑化などにより目隠しとなるよう修景を施すことが望ましい。ただし、工業区域など生活空間への影響が少ない箇所では、芝生や地被類などの開放感のある緑化でも構わない。

【風力発電設備の景観形成ガイドライン】

(形態・意匠・色彩)

- 色彩は、背景となる自然景観と調和する色彩とする。

富士宮市景観計画

届け出対象行為

太陽光発電設備	建築物の屋根、屋上、外壁などに使用又は設置する場合	<p>当該建築物が、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ●都市計画区域内で延べ床面積1,000平方メートルを超えるもの ●住居系の用途地域若しくは市街化調整区域で高さ10mを超えるもの ●商業・工業系の用途地域で高さが15mを超えるもの <p>※新築・増改築に伴って設置する場合と、新築・増改築を伴わず既にある建築物に設置する場合(外観の変更)とも届出の対象になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●太陽電池モジュール(パネル)の合計面積が1,000平方メートルを超えるもの
太陽光発電設備	地上に設置する太陽光発電設備(建築物以外に該当するもの)	太陽電池モジュール(パネル)の合計面積が1,000平方メートルを超えるもの

景観形成基準

太陽光発電設備	建築物の屋根、屋上、外壁などに使用又は設置する場合	<ul style="list-style-type: none"> ●太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度の目立たない物を使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たない物を使用する。 ●太陽電池モジュールのフレームの色彩は、できるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射の物を使用するよう努める。 ●勾配屋根に設置する場合は、太陽光発電設備の最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、屋根と一体化させる。 ●陸屋根に設置する場合は、太陽光発電設備の最上部をできるだけ低くし、建築物と一体化させるか、又は、ルーバーなどにより修景を施す。 ●屋根材又は外壁材として使用する場合は、その他の屋根材又は外壁材と調和するものとする。 ●壁面の配管類や屋外用パワーコンディショナーなどの附属設備は、建築物と一体化する又は通りから見えない位置に設置する。それが困難な場合は、壁面と同系色にするなどの修景を図る。
---------	---------------------------	--

太陽光発電設備	地上に設置する太陽光発電設備(建築物以外に該当するもの)	<ul style="list-style-type: none"> ●太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度の目立たない物を使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たない物を使用する。 ●太陽電池モジュールのフレームの色彩は、できるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射の物を使用するよう努める。 ●太陽光発電設備の最上部は、できるだけ低くし、周囲の景観から突出しないようにする。 ●パワーコンディショナーや分電盤などの附属設備の色彩は、周囲の景観と調和する物を使用する。 ●尾根線上、丘陵地又は高台での設置は避ける。 ●歩行者及び周辺の景観へ影響のあるものは、敷地境界からできるだけ後退し、必要に応じ植栽などにより修景を施す。 ●主要な眺望点や主要な道路などから見た場合に、富士山や天子山系への景観を阻害しないよう配置の工夫や植栽などにより修景を施す。
---------	------------------------------	--

福井市景観計画

第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可の基準

(注第9条第2項第4号関係)

1 景観重要公共施設の整備に関する事項

(4) 景観重要公共施設並びに整備方針及び整備基準

指定の方針に基づき、福井市において特に重要と位置づけられる景観重要公共施設を次のように定めます。

- ・整備に関する基本的な方針（表1）
- ・福井市全域における景観重要公共施設（図1、表2）
- ・福井市都心地区における景観重要公共施設（図2、表3）
- ・一乗谷地区における景観重要公共施設（図3、表4）
- ・越前水仙群生地区における景観重要公共施設（図4、表5）

表1 整備に関する基本的な方針

①道路	<ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かで潤いある道路景観の形成、山当ての通りなど、通りとしての眺望を創出・保全する上で、地域の状況に応じた電線類の地中化、街路樹や植栽帯の適正な整備・維持・管理を図ります。 ・歩行者が安心して歩くことができ、また、歩行者の回遊性を高めるため、歩道のバリアフリー化や地域の景観特性に応じた舗装のグレードアップを図ります。 ・ガードレールや街灯などを設ける場合は、形態、色彩、素材を工夫し、周辺景観との調和を図ります。
②公園	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や来訪者の憩いの場として、四季の変化を演出するものや枝張りの大きなもの、高木など、シンボルとなる樹木を積極的に植樹します。 ・植栽、植樹においては、利用者の安全性に配慮して、犯罪発生の危険性が高まる死角が生じないよう適切な配置計画を行います。
③河川	<ul style="list-style-type: none"> ・水害予防などの安全性を確保しつつ、できる限り施設整備の際には石材などの自然素材又はこれを模したものをを用い、自然環境に近い河川景観の形成を図ります。 ・河川敷などを利用して河川への親水性を高めるとともに、散策路や広場空間など、市民や来訪者の憩いの場としての積極的な活用を図ります。 ・堤防敷などを利用した並木道については、水害予防などの安全性との調和に配慮しながら、市民や来訪者の身近な散策路として適切に保全・管理していきます。
④港湾 漁港	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾、漁港の安全性と機能性を確保しつつ、できる限り施設整備の際には石材などの自然素材又はこれを模したものをを用い、自然環境に近い海岸景観の形成を図ります。 ・漁業用施設等は、形態、色彩、素材を工夫し、背景となる山並みを含めた自然景観との調和を図ります。

道路付帯物について景観計画内重要公共施設の項目に記載

2 占用許可の基準

(1) 占用に関する基本的な方針

景観重要公共施設として指定された公共施設において、公衆電話や電柱、広告塔、バス停留所、アーケード、電力機器、上下水道管、その他の占用物件を設置する際には、当該景観重要公共施設の整備方針に適合する位置及びデザインとします。歩行者系標識（サイン）などについては、「福井市公共サインマニュアル」に基づいて設置するほか、地域の景観特性に応じて占用物を含めた総合デザインとします。

(2) 許可基準を個別に定める占用物

占用物	公共施設	許可基準
無電柱化に伴って設置された地上機器	全ての景観重要公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和を考慮し、色彩はグレーベージュ（10YR6/1 程度）または、ダークブラウン（10YR2/1 程度）を基本とする。 ただし、地区特性や周辺景観に調和した位置及びデザインのものはこの限りではない。
公共サイン	全ての景観重要公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・福井市公共サインマニュアルに基づいて設置する。 ・史跡周辺や観光地区においては、地区特性や周辺景観に調和した位置及びデザインとする。
電柱	全ての景観重要公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り道路敷地外に設置するよう努める。
	浜町周辺、養浩館庭園周辺、一乗谷地区（特別史跡エリア）内の景観重要公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・色彩はダークブラウン（10YR2/1 程度）とし、周辺景観に調和した位置及びデザインとする。
バス停留所 （停車位置を表す標識及び待合所等）	浜町周辺、養浩館庭園周辺、一乗谷地区（特別史跡エリア）内の景観重要公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・地区特性や周辺景観に調和した位置及びデザインとする。
電車停留所	南北シンボル景観軸	<ul style="list-style-type: none"> ・形態意匠はシンプルなデザインとする。 ・上屋及び安全柵等の色彩は、グレーベージュ（10YR6/1 程度）とし、上屋の横桁部にはアクセントカラーを施すこととする。

南越前町景観計画

第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項

1. 景観重要公共施設の整備に関する事項

(1) 基本的事項

- ・多くの人々が利用し、地域における景観の形成上重要な役割を担う道路、公園、河川、漁港等の公共施設について、当該公共施設管理者との協議・同意に基づき景観重要公共施設として位置づけます。
- ・指定に当たっては、当該公共施設の管理者と協議しながら地域の景観特性に応じた整備基準を個別に定め、同意を得られたものについて景観重要公共施設に指定します。

(2) 整備に関する基本的な方針

- ・南越前町における重要な景観要素となる公共施設の整備に際して、地域の景観との調和を図るために配慮すべき共通の事項を次のように定めます。
- ・具体的な整備基準は、指定する公共施設ごとに、その性格や役割、地域の景観特性を勘案して個別に定めるものとします。

道 路	<ul style="list-style-type: none"> ● 沿道の町並みと一体となった歴史的な道路景観の形成、安らぎのある道路景観の形成、重要な景観資源への眺望の確保など、その地区における道路の性格を踏まえた整備を進めるとともに、適正な維持・管理を図る。 ● 歩行者が安心して歩くことができ、また、歩行者の回遊性を高めるため、歩道のバリアフリー化や地域の景観特性に応じた舗装のグレードアップを図る。 ● ガードレールや街灯などを設ける場合は、形態、色彩、素材を工夫し、地域の景観特性との調和を図る。
--------	---

都留市景観計画

第4章 景観資源等の質的向上に向けて

1. 景観法で定める事項

(3) 屋外広告物の表示・設置等に関する事項

【屋外広告物の表示・設置等の制限に関する事項(法第8条第2項第4号イ関係)】

① 基本的事項

屋外広告物は、市民や来訪者に多くの情報を提供するだけでなく、その形態意匠や設置位置などがまちなみや地域景観に与える影響が大きいことから、良好な景観形成に向けた適正な規制・誘導が求められます。

現在、本市では、屋外広告物の表示または掲出物件の設置に関する行為については、「山梨県屋外広告物条例」に基づき一定の規制（許可申請）が行われています。

当面は、県条例の周知と適切な運用により、屋外広告物等の規制・誘導を図りますが、将来的には、本計画及び屋外広告物法に基づく、市独自の「屋外広告物条例」の制定を進め、これに基づく、本市の実情に即したよりきめの細かい規制・誘導をめざします。

② 屋外広告物の表示・設置等の制限に関する事項

今後、本市独自の規制・誘導に向け、景観まちづくりの観点から、屋外広告物の表示または掲出物件の設置に関する基本的な考え方を次のとおり定めます。

■ 基本的な考え方

- 屋外広告物等の表示または掲出物件の設置に際しては、良好な景観の維持・保全を図る必要性の高いところや、衆目に触れることの多い場所周辺においては、著しく周辺景観になじまないもの、突出し目立つものとならないよう、周辺景観に十分配慮します。

■ 屋外広告物設置基準の考え方

項目	設置基準の考え方
位置・形状・規模・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観重要公共施設や景観重要建造物、景観重要樹木、良好な眺望場所の周辺など、景観の維持保全を図る必要性が高いところでは、当該施設が象徴する地域イメージを損ねないよう、掲出位置に配慮する。 ● 必要最小限の大きさ、設置個数にとどめるとともに、道路等の快適な見通しの確保、良好な自然景観や里山集落景観との調和に配慮する。 ● 主要な幹線道路沿いに、幟や旗などの一時的な広告やサインを連続的に設置しない。やむを得ず設置する場合は、必要最小限の設置個数にとどめる。 ● 広告看板の文字は、不必要に大きなものは使用しない。 ● 幹線道路やIC、主要幹線道路交差点付近に設置する看板類は、コンパクトに集約化し、大きさや向きを揃えるなどまとまり感や整序感に配慮する。 ● 放置された老朽看板は、撤去に努める。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ● 基調となる色は、周辺の景観に配慮した色彩を用い、けばけばしくならぬよう努める。 ● 安全上の理由など、やむを得ない場合を除き、蛍光色や反射材の類は使用しない。
素材	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺の良好な景観と調和する素材の使用や表面処理に努める。 ● 耐久性に優れ、維持管理が容易な素材を用いるよう努める。
照明	<ul style="list-style-type: none"> ● 照明機器は、必要最小限とするよう努める。 ● 照明機器を設置する場合は、使用する光の色や方向、量などに十分留意し、周辺の良好な景観との調和を乱さないようにする。 ● ネオン管など光源が露出した素材は使用しない。

富士河口湖町景観計画

第4章 景観資源等の質的向上に関する事項

3 屋外広告物の表示・設置等の制限に関する事項

(法第8条第2項第4号イ関係)

(1) 基本的事項

屋外広告物は、町民や観光客等に多くの情報を与え、商業地、観光地などのまち並み景観に賑いを添えるといった効果があります。

しかしながら、近年、幹線道路沿道などを中心に、大規模かつ派手な色彩の広告物や特定の場所における集中的な掲出など、屋外広告物の無秩序な掲出、氾濫が顕在化しており、本町の優れた自然景観やまち並み景観を阻害する大きな要因になっています。

現在、本町では、「山梨県屋外広告物条例」（平成17年7月1日改正・施行）に基づき、屋外広告物等の適切な規制・誘導を行っています。また、屋外広告物整理統合事業により、民間の看板類の整理・統合を推進しています。

当面は、県条例の周知と運用により、適切な規制・誘導を図りますが、将来的には、本計画に基づき、屋外広告物法に基づく町独自の「(仮称)富士河口湖町屋外広告物条例」を検討・制定し、これに基づいて本町の実情に即した規制・誘導を図ります。

(2) 行為の制限に関する事項

本計画では、将来の町独自の規制・誘導に向け、景観形成の観点から屋外広告物等の表示または掲出物件の設置に関する基準の考え方を次のように定め、県条例に基づく許可の際も、緩やかな誘導を図ります。

■ 基本的な考え方

- 富士山や湖などの良好な自然景勝地などにおいては、自然景観や地域景観に著しくなじまないもの、目立つものとならないよう特に配慮します。

■ 屋外広告物設置基準の考え方

項目	設置基準の考え方
位置、形状、規模、意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○ 景観重要建造物、景観重要樹木、4つの湖をはじめ景観重要公共施設の周辺など、良好な景観の維持保全を図る必要性が高いところにおいては、当該施設が醸し出す地域イメージを損ねないよう、掲出位置に配慮する。 ○ 屋外広告物等については、必要最小限度の大きさ、設置個数にとどめるとともに、道路の快適な見通しの確保、富士山や湖などの良好な自然景観や地域景観との調和に配慮する。 ○ 主要な幹線道路沿いに、幟や旗などの一時的な広告やサインを連続的に設置しない。やむを得ず設置する場合は、必要最小限度の設置個数にとどめる。 ○ 広告看板の文字は、不必要に大きなものは使用しない。 ○ 幹線道路交差点付近の複数の野立て看板広告物等については、できるだけコンパクトに集約化することとし、大きさや向きを揃えるなど、まとまり感に配慮するとともに、その支柱回りの修景や緑化に努める。 ○ 放置された老朽看板については、撤去に努める。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基調となる色は、周辺の景観に配慮した色彩を用い、けばけばしくならぬよう努める。 ○ 安全上その他の理由によりやむを得ない場合を除き、蛍光色や反射材の類は使用しない。
素材	<ul style="list-style-type: none"> ○ 周辺の良好な景観と調和する素材の使用や表面処理に配慮する。 ○ 劣化しても見苦しくならぬよう、維持管理の密度に応じた耐久性のある素材を用いるよう努める。
照明	<ul style="list-style-type: none"> ○ 照明機器は必要最小限とするよう努める。 ○ 照明機器を設置する場合は、使用する光の色や方向、量等に十分留意し、周辺の良好な景観との調和を乱さないようにする。 ○ ネオン管など光源が露出した素材は使用しない。

八代市景観計画

第6章 屋外広告物の表示等の制限に関する事項

[景観法第8条第2項第4号イ]

第1節 基本的な考え方

屋外広告物は、壁面広告や野立広告物などの典型的な広告だけでなく、はり紙やのぼり、ネオンサイン、アドバルーン、建物等に投影される画像など、多種多様なものがあり、身近な場所で日常的に目にすることから、建築物や工作物等と同様に、まちの景観を構成する重要な要素となります。

また、屋外広告は、様々な情報の発信により、日常生活や経済活動にとって大きな役割を果たすとともに、まちの賑わいを創出する機能がある一方、無秩序な掲出は、良好な景観を阻害する要因にもなってしまいます。

そのため、建築物や工作物等に対する景観誘導に併せて、屋外広告物の表示や屋外広告物を掲出する物件の設置についても、地域特性や周辺景観との調和に配慮した適切な景観誘導を図り、一体となって良好な景観形成に取り組むこととします。

さらに、屋外広告物の表示等については、先に述べた地域特性や周辺景観との調和はもとより、安全性を確保するという視点も重要となります。

特に、交差点部においては、野立広告の掲出がドライバーの注意を削ぎ、交通事故の要因にもなることから、屋外広告物の掲出について配慮が必要です。

第2節 八代市の屋外広告物の現状と問題点

市内の屋外広告物については、国道3号や県道八代港線の沿道を中心に、周辺のまちなみ景観や自然景観と不調和な屋外広告物がみられます。

特に、主要幹線道路の交差点部に、大型の屋外広告物の乱立がみられますが、周辺都市と比較すると、際立って問題となっている箇所は、比較的少ない状況です。

しかし、今後は、八代妙見祭神幸行事のユネスコ無形文化遺産への登録や外国クルーズ船の寄港等による来訪者の増加を契機として、商業意欲の増加が想定され、これに関連して屋外広告物が乱立してくる可能性があります。

そのため、屋外広告物の規模、色彩、意匠（デザイン）等に関して、地域特性や周辺景観と調和したものとなるよう、適切な景観誘導が必要となっています。

第3節 屋外広告物の表示等に係る景観誘導指針

前述の基本的な考え方に基づき、屋外広告物の表示等に係る景観誘導指針を、次のとおり定めます。本指針については、八代市景観計画における独自の景観誘導指針として設定しています。

また、現在、市では、熊本県が制定する「熊本県屋外広告物条例」に基づく規制を行っていますが、今後、前述の基本的な考え方を具体化していくため、「熊本県屋外広告物条例」との連携により、市民や事業者の意識向上を図りながら、景観誘導指針に基づく屋外広告物の適切な景観誘導に取り組んでいきます。

なお、必要に応じて、「熊本県屋外広告物条例」における規制区域の変更の要望や、熊本県からの屋外広告物行政の権限移譲についても検討します。

【屋外広告物の表示等に係る景観誘導指針】

- 面積・高さ・数量は、必要最小限とする。
- 無秩序に設置することを避け、集約化に努める。やむを得ず連立する場合は、規模・色彩・方向などの統一に配慮する。
- 色彩・意匠（デザイン）は、地域特性や周辺景観との調和を図る。
- まちなみ景観を引き立たせる質の高い洗練されたデザインとなるよう努める。
- 建築物や工作物と一体感のある色彩・意匠（デザイン）となるよう努める。
- 景観資源への眺望や田園地帯・山間部などの自然景観を阻害しないよう配慮する。
- 動光、点滅照明、その他これらに類似するものは設置しないよう努める。
- 安全上の理由を除き、蛍光色や原色、反射効果のあるもの、電光表示装置等を用いて映像を映し出すものは、表示または設置しないよう努める。
- 夜景の演出を工夫し、地域の魅力向上に努める。
- 自家用以外の貸し広告等を控える。
- 耐久性に優れた材料を用い、定期的な維持管理に努める。
- 景観重要公共施設については、特に屋外広告物の表示等に配慮する施設として位置づける。
- 景観重点地区や人が多く集まる観光地・観光施設、歴史的な街並みが残る場所においては、屋外広告物を設置しないよう努める。やむを得ず設置する場合は、まちなみ景観のコンセプトと調和するよう努める。

富士宮市景観計画

届出対象行為高さのみの規定

届け出対象行為：高さのみの規定

高さが10mを超えるもの

景観形成基準：色彩、設置、修景、眺望の基準あり

- 屋根線上、丘陵地又は高台での設置は避ける。
- 主要な眺望点や主要な道路などから見た場合に、富士山や天子山系への景観を阻害しないよう配置の工夫や植栽などにより修景を施す。
- 主要な眺望点や主要な道路などから見た場合に、富士山や天子山系の稜線を遮らないようにする。
- 色彩は、周囲の景観と調和する物を使用する。

土庄町景観計画

届け出対象行為：高さのみの規定

届出対象行為高さのみの規定

行為の種類		届出対象となる規模等	備考
建築物	・建築物の新築、増築、改築又は移転 ・外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更	以下のいずれかに該当するもの ・高さが13mを超えるもの ・建築面積が500㎡を超えるもの	景観法第16条第1項第1号
工作物	・工作物の新設、増築、改築又は移転 ・外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更	(増築・改築又は修繕・模様替え・色彩の変更は、建築物・工作物全体が上記規模を超えるもので、変更部分が過半となるもの) ・高さ15mを超える鉄塔類 ・ 太陽電池モジュール(太陽光パネル)の合計面積が1,000㎡を超える太陽光発電設備類 ・ 高さ13mを超える風力発電設備類	景観法第16条第1項第2号

景観まちづくり基準：色彩、設置、修景の基準あり

区分	景観まちづくりの基準
建築物	形態意匠 1. 周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。
	色彩 1. 屋根及び外壁は、周囲の景観と調和する落ち着いたある色彩を基調とすること。
	位置 1. 主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮すること。 2. 山並みをなす稜線を乱さないように配置すること。
	緑化 1. 道路に面する場所は花木等の緑化に努めること。
工作物	共通事項
	形態意匠 1. 周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。
	色彩 1. 目立つ色彩は避け、周囲の景観と調和する落ち着いたある色彩を基調とすること。
	位置 1. 主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮すること。 2. 山並みをなす稜線を乱さないように、できる限り低い位置に配置すること。 2. 鉄塔、電柱、電波塔類は、周囲の景観への影響を極力抑えるよう配慮すること。
	緑化 1. 道路に面する場所は花木等の緑化に努めること。
個別的事項	
太陽光発電設備類	1. 太陽電池モジュール(太陽光パネル)の色彩は、黒色若しくは濃紺色、又は低明度かつ低彩度の目立たないものを使用すること。 2. 太陽電池モジュールは、できるだけ低反射で模様が目立たないものを使用すること。 3. 太陽光発電設備等の最上部はできる限り低くし、周囲の景観から突出しないように配慮すること。 4. 太陽電池モジュールの勾配は周囲の景観に調和するように配慮すること。 5. 太陽電池モジュールのフレームや架台の色彩は、周囲の景観と調和するように配慮し、素材はできるだけ低反射のものを使用すること。 6. パワーコンディショナー、分電盤、フェンスなどの附属設備の色彩は、周囲の景観と調和するように配慮すること。 7. 屋根線上への設置はできるだけ避けること。ただし、設置する場合は、稜線を乱さないように配置や高さに配慮すること。 8. 歩行者及び周囲の景観への影響のあるものは、敷地境界及び道路境界からできる限り後退し、必要に応じて植栽などにより修景に努めること。 9. 主要な眺望地点や主要な道路からの景観を阻害しないように配置の工夫や植栽などにより修景に努めること。
風力発電設備類	1. 風力発電設備(支柱及びプロペラなど)の色彩は、周囲の景観と調和するものであり、低彩度の目立たないものを使用すること。ただし、他法令の規定により着色等が義務付けられている場合は、この限りでない。 2. 屋根線上への設置はできるだけ避けること。ただし、設置する場合は、稜線を乱さないように配置や高さに配慮すること。 3. 主要な眺望地点や主要な道路からの景観を阻害しないように配置の工夫や植栽などにより修景に努めること。

